

平成 30 年定例会
環境生活農林水産常任委員会
説明資料

(議案補充説明)

- 1 議案第 63 号
「主要農作物種子のほ場審査等に関する条例を廃止する条例案」 1
- 2 議案第 74 号
「損害賠償の額の決定及び和解について」 2

(所管事項説明)

- 1 「平成 29 年度『第二次三重県行財政改革取組』の進捗状況」における
事務事業等の見直しについて (関係分) 3
- 2 三重県における国際水準GAPの推進について 7
- 3 みえ森と緑の県民税の見直しについて 9
(別添 1-1、1-2、1-3)
- 4 伊勢志摩国立公園ステップアッププログラム 2020 の進捗について 11
(別添 2)
- 5 三重県真珠振興計画の策定について 13
(別添 3-1、3-2)
- 6 平成 28 年度包括外部監査結果に対する対応結果について 15
(別添 4)
- 7 各種審議会等の審議状況の報告について 16

平成 30 年 3 月

農 林 水 産 部

「主要農作物種子のほ場審査等に関する条例を廃止する条例案」

1 提案理由

「主要農作物種子のほ場審査等に関する条例」は、国の「主要農作物種子法」(昭和 27 年法律第 131 号)に基づき、稲、麦類、大豆の優良な種子の生産に係るほ場審査等に関する事務手続きを定めるため、昭和 27 年に制定したものです。

今般、平成 30 年 4 月 1 日に「主要農作物種子法」が廃止されることに伴い、「主要農作物種子のほ場審査等に関する条例」を廃止しようとするものです。

2 今後の取組

水田農業の振興にとって、稲、麦類、大豆の種子確保は重要であるため、県では、「主要農作物種子法」の廃止後も、県内において稲、麦類、大豆の優良種子が安定的に確保されるよう、同法の廃止決定に伴い、国から通知された「稲、麦類及び大豆の種子について」(平成 29 年 11 月 15 日付け農林水産事務次官依命通知)をふまえつつ、関係機関と連携しながら原種等の確保やほ場及び種子の審査など種子生産に係る取組を行っていきます。

【議案補充説明】 議案第 74 号

「損害賠償の額の決定及び和解について」

1 概要

平成 29 年 11 月 9 日、伊勢農林水産事務所（水産室）職員が、志摩市大王町船越にある深谷漁港において、漁船検認を行っていた際、漁船の甲板を踏み抜き、損傷させたものです。

この事故については、相手方に物損分を損害賠償することで、和解する予定です。

つきましては、地方自治法第 96 条第 1 項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものです。

2 損害賠償の相手方

山際 摂也

3 損害賠償の額

41,040 円

4 損害賠償の内訳

漁船の修理代

5 和解内容

過失割合 10（県） — 0（相手）

(1) 「平成29年度『第二次三重県行財政改革取組』の進捗状況」における
事務事業等の見直しについて

1 集中取組期間における事務事業の見直し一覧

○この一覧表は、平成29年6月に策定しました「三重県財政の健全化に向けた集中取組」8頁に記載の「事務事業の見直し」について、個々の見直しの方向性を整理したものです。

○表ごとの分類の考え方は以下のとおりです。

・「(1)平成29年度から平成31年度における見直し」は、平成29年度から平成31年度当初予算にかけて段階的に見直しを行っていく予定のもの(複数回の見直しを行う)

・「(2)平成30年度の見直し」、「(3)平成31年度以降の見直し」はそれぞれの見直し(予定)年度の当初予算において見直す(予定)のもの

○平成31年度以降の見直しについては、現時点の予定であり、平成31年度予算編成以降の議論により、事業の追加も含め、変更される場合があります。

○今回、平成29年6月に公表した集中取組期間における事務事業の見直し一覧について、新たに見直しの方向性を整理したものには、欄外に「○」を、見直し分類を変更したものには、「☆」を付けています。

(1)平成29年度から平成31年度における見直し

該当なし

(2)平成30年度の見直し

(単位:千円)

No	細事業名 ()内は細々事業名	見直し年度	見直しの内容(方向性)	平成30年度 予算額	所管部局 名
1	輸出対応型産地育成支援事業費	平成30年度	茶の販路拡大に向けて、平成28年度に作成した米国向けの防除指針に基づいた茶生産の実証と普及を行い、平成29年度をもって事業を終了する。	0	農林水産部
2	移住促進に向けた農山漁村魅力発信事業費	平成30年度	農林漁業を体験する移住促進ツアーについては県独自での実施を見直し、移住ツアーを実施する市町に対し、農林漁業体験民宿の活用などのノウハウ提供と、参加者拡大に向けた発信を支援する事業として見直す。	1,490	農林水産部

(3)平成31年度以降の見直し

(単位:千円)

No	細事業名 ()内は細々事業名	見直し(予定) 年度	見直しの内容(方向性)	平成30年度 予算額	所管部局 名
1	伊勢湾アサリ復活プロジェクト推進事業費	平成31年度	伊勢湾のアサリ資源を復活し、アサリ漁業の再生を目指し、稚貝が干潟に定着する仕組みの実証に取り組んでおり、平成30年度をもって事業を終了できるよう、引き続き取り組む。	700	農林水産部
2	三重まるごと自然体験促進事業費	平成32年度	三重県が自然体験の聖地となり、県内外の多くの人に自然を体験してもらうため、人材育成や情報発信等に取り組んでおり、平成31年度をもって事業目的を達成して事業終了できるよう、重点的に事業を実施する。	14,735	農林水産部

2 集中取組期間における県単独補助金の見直し一覧

○この一覧表は、平成29年6月に策定しました「三重県財政の健全化に向けた集中取組」10頁に記載の「県単独補助金の見直し」について、個々の見直しの方向性を整理したものです。

○表ごとの分類の考え方は以下のとおりです。

・「(1)平成29年度から平成31年度における見直し」は、平成29年度から平成31年度当初予算にかけて段階的に見直しを行っていく予定のもの（複数回の見直しを行う）

・「(2)平成30年度の見直し」、「(3)平成31年度以降の見直し」はそれぞれの見直し(予定)年度の当初予算において見直す(予定)のもの

○平成31年度以降の見直しについては、現時点の予定であり、平成31年度予算編成以降の議論により、事業の追加も含め、変更される場合があります。

○今回、平成29年6月に公表した集中取組期間における県単独補助金の見直し一覧について、新たに見直しの方向性を整理したものには、欄外に「○」を、見直し分類を変更したものには、「☆」を付けています。

(1)平成29年度から平成31年度における見直し

該当なし

(2)平成30年度の見直し

(単位:千円)

No	細事業名 ()内は細々事業名	見直し年度	見直しの内容(方向性)	平成30年度 予算額	所管部局 名
1	団体営農業集落排水整備促進事業費補助金	平成30年度	農業用排水の水質保全及び農村環境の改善等を図るため、市町が農業集落排水施設の整備を行う際には、国費及び起債により財源措置がなされており、県単補助としての役割を一定終えたことから、平成30年度以降着手する新規地区については、補助を廃止する。 なお、継続地区については引き続き補助する。	26,557	農林水産部
☆ 2	漁業集落排水整備支援事業費補助金	平成30年度	漁村の生活環境及び水域環境の改善を図るため、市町が漁業集落排水施設の整備を行う際には、国費及び起債により財源措置がなされており、県単補助として一定の役割を終えたことから、今後着手する新規地区については補助を廃止するとともに、引き続き補助していた継続地区についても、平成29年度事業完了するため、補助を廃止する。	0	農林水産部

(3)平成31年度以降の見直し

(単位:千円)

No	細事業名 ()内は細々事業名	見直し(予定) 年度	見直しの内容(方向性)	平成30年度 予算額	所管部局 名
1	漁協経営改革推進 事業費補助金	平成31年度	漁協の経営基盤の強化のための組織再編の協議が 継続されているところではあるが、大きな情勢の 変化が見られない限り、当補助金は平成30年度を もって休止する。 なお、漁協の組織再編に向けて、引き続き県漁連 等と連携して取り組む。	200	農林水 産部
2	子牛生産基盤を核 とした連携体育成 モデル事業費補助 金	平成31年度	本県の和牛ブランド肥育経営の課題である肥育用 子牛の確保を図るため、繁殖雌牛の購入費用を平 成28年度から3年間のモデル事業として補助す るものであり、平成30年度をもって目的を達成 して終了できるよう、関係機関と連携して事業 に取り組む。	900	農林水 産部
3	養殖経営強化支援 事業費補助金	平成31年度	養殖漁業における課題解決に向け、生産者が共 同で行う生産性の向上や経営改善等の取組を支 援しているが、当初の予定どおり平成30年度を もって廃止する。	750	農林水 産部
4	三重まるごと自然 体験実践支援交付 金	平成32年度	平成31年度をもって事業目的を達成して事業終 了できるよう、新たな需要を創出する自然体験 プログラムづくりをより一層加速化させ、重点 的に取り組む。	3,200	農林水 産部
5	子ども農山漁村ふ るさと体験受入モ デル体制整備支援 交付金	平成32年度	平成31年度をもって事業目的を達成して事業終 了できるよう、子ども・学生のグループによる農 山漁村地域での体験活動を受け入れる地域協 議会を支援し、受け入れ態勢づくりに取り組 む。	2,000	農林水 産部
6	三重ノリ生産・販売 体制構築事業費補 助金	平成32年度	アサクサノリの生産安定化と増産に向けた課題 を解決するため、引き続き事業に取り組む、当 初の予定どおり平成31年度をもって廃止する。	350	農林水 産部

3 集中取組期間における県有施設の見直し一覧

○この一覧表は、平成29年6月に策定しました「三重県財政の健全化に向けた集中取組」13頁に記載の「県有施設の見直し」について、個別施設の見直しの方向性を整理したものです。

○今回の見直しは、廃止や統合を含めたあり方検討による維持管理費の抑制と、新たな県民ニーズへの対応や県民サービスの向上の両面で見直しに取り組むとともに、あわせて、施設にかかるコスト縮減や一層の収入確保にも取り組んでいます。

○見直しにあたっては、次の基本的な考え方に基づいて方向性の検討を行いました。

(1) 引き続き県が関与する必要性について、設置時の目的と時代のニーズが異なっていないか、未利用になっていないかなどの視点で検討し、必要性がないと判断した施設については廃止したうえで、売却や貸付、移譲、用途変更等に努めることとします。

(2) 引き続き県が関与する必要性がある施設においては、有効活用によって県民サービスが向上するか、空きスペースがないか、利用状況から見て施設の規模・機能が適切かなどの視点で検討し、さらなる有効活用が可能と判断した施設については、統合や集約化、売却、貸付、用途変更等に努めることとします。

(3) 管理運営方法の見直しについて、コストパフォーマンスが適切か、民間活力の導入による効率化が可能かなどの視点で検討し、指定管理の導入や委託化、PFIの導入、収支改善等に努めることとします。

なお、見直し対象外の施設については、予算編成過程の中でコスト縮減や一層の収入確保に努めることとします。

No	施設名	見直しの考え方	見直しの方向性	所管部局名
1	鳥羽休憩所(鳥羽ビジターセンター) <直営>	当該施設は、伊勢志摩国立公園の総合案内を目的に昭和47年に建設されたもので、伊勢志摩の歴史や文化等への認識を深めてもらう場として、また、自然体験の総合窓口として情報発信などを行っている。鳥羽市の観光案内所などと一部の機能が重複していること、利用者数が少ないこと、県以外の主体が地域のエコツーリズム等の活動拠点として活用できる可能性があることから、関係団体等への移譲、又は廃止について検討を進める。	移譲(又は廃止) (平成32年度末を目処に移譲又は廃止する。)	農林水産部

(2) 三重県における国際水準GAPの推進について

1 現状（背景・課題）

GAPは、適正な生産管理や農薬などの農業資材の適正使用、労働者の状況などあらゆる工程を記録・点検・改善していくことを通じて、農業者の経営意識の向上につながる重要な取組であり、三重県型GAPを中心に、県内での普及を図ってきたところです。

こうした中、東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京オリ・パラ」）組織委員会が、平成29年3月に公表した食材の調達基準において、国際水準GAP（GLOBALG.A.P.やASIA GAP等）の認証取得などを条件とするとともに、国においても、東京オリ・パラを契機に国際水準GAPの認証取得に向けた取組を加速させ、食の安全安心や輸出促進に対応できる環境を整備していくこととされました。

本県でも、東京オリ・パラでの食材採用はもとより、大会開催後の国内取引や海外輸出の拡大を有利に進められるよう、国際水準GAPの認証取得を積極的に推進し、産地の強化や県産農畜産物の魅力向上につなげていくこととしています。

2 平成29年度の取組

県では、2019年度末までに農産物70件、畜産物6農場の国際水準GAP認証取得をめざして、関係者が一丸となって推進方針に基づく取組を進めています。

取組のキックオフとして、7月24日に三重県GAP推進大会をJAグループ三重と連携して開催し（生産者など約270名が参加）、「みえGAPチャレンジ宣言」を行いました。

また、生産者を対象とした研修会や農業高校・農業大学の教員等を対象とした勉強会などを県内各地で46回開催し、2,500名を超える参加者とGAP認証の必要性や重要性を共有してきました。

こうした取組のなかで、GAP認証に関心を示す生産者が増加してきており、地域機関に設置した「地域GAP推進チーム」が中心となり、国際水準GAPの認証取得にチャレンジする生産者の掘り起こしと、取組状況に応じた指導・助言等を進めています。

GAP推進方針の進捗状況

目標項目		2016年度末 (H28年度末)	2017年度末 (H29年度末) 見込み	2019年度末 目標
農産物	GAP指導員数	51名	118名	150名
	GAPリーダー指導員数	2名	26名	40名
	GAP認証取得数	23件	33件	70件
	農大におけるGAP認証取得数	—	初回審査	2品目認証
畜産物	GAP指導員数	—	11名	40名
	GAPリーダー指導員数	—	—	10名
	GAP家畜・畜産物認証取得数	—	—	6農場

※ GAP指導員：JGAP指導員資格等を有し、GAPの導入等に向けた啓発や基礎的なアドバイスを行う者

※ GAPリーダー指導員：JGAP内部監査員資格等を有し、GAPの認証取得に向けた専門的な指導を行う者

3 平成30年度の取組

東京オリ・パラでの食材採用はもとより、大会開催後の国内取引や海外輸出の拡大を有利に進められるよう、国際水準GAPの認証取得に向けた取組を加速させます。

具体的には、「広がれGAPの輪」推進支援事業を新たに実施し、関係者が一丸となって、次の取組を進めます。

- ① 生産者等を対象とした研修会の開催や、GAP指導員45名（農産30名、畜産15名）、GAPリーダー指導員25名（農産20名、畜産5名）の新規育成
- ② 農業経営体や産地などターゲットの明確化と、それぞれの取組状況に応じたきめ細かな指導・助言の実施（農産物20件、畜産物3農場での新規認証）
- ③ 地域のモデルとなる農業者に対する国際水準GAPの認証取得に必要な環境整備や審査費用の補助
- ④ 東京オリ・パラや都市圏等のホテル・レストランへの供給につなげるための「みえのGAP認証農畜産物カタログ」の作成や情報発信力の強いラグジュアリーホテル等へのプロモーション
- ⑤ JAグループ等と連携したGAP認証農畜産物のPR
- ⑥ GAPに対する消費者や流通事業者などの理解促進に向けた情報発信（広報誌、出前トーク、ホームページ等）

また、次代の県農業を担う若者が早い時期からGAPを学べるよう、農業大学校や県立農業高校におけるGAP学習のカリキュラム化や国際水準GAPの認証取得などに取り組めます。

<参考1>国際水準GAPの概要

種 類	運営主体	管理項目	審査費用の 目安
JGAP（*農産物を対象）	（一財） 日本GAP協会	120 程度	10 万円程度
ASIAGAP（*農産物を対象）		160 程度	
JGAP家畜・畜産物 （*畜産物を対象）		110 程度	25 万円程度
GLOBALG. A. P. （*農産物、畜産物の両方を対象）	FoodPLUS GmbH （ドイツ）	220 程度	25～55 万円 程度

<参考2>東京オリ・パラの食材調達の対象となる、その他のGAPの概要

種 類	運営主体	管理項目	審査費用の 目安
三重ガイドラインGAP （*農産物を対象）	三重県	80 程度	無料
GAP取得チャレンジシステム （*畜産物を対象）	（公社）中央畜産会	100 程度	

※ 管理項目：農場運営、食品安全、環境保全、労働安全、人権・福祉の5つの視点から必要とされる農場管理のポイント

(3) みえ森と緑の県民税の見直しについて

1 現状

みえ森と緑の県民税（以下「県民税」という。）については、みえ森と緑の県民税条例に、概ね5年ごとに施行状況の検討を行うことが定められており、現在、「みえ森と緑の県民税評価委員会」（以下「評価委員会」という）において見直しに向けた検討を行っています。

平成30年1月に開催した第4回評価委員会では、国が導入を予定している森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）（以下「国税」という。）の概要と県民税制度素案（別添1-1）を事務局から示した上で、第3回に引き続き、4つの論点を中心に審議・検討を行いました。

また、市長会（2月1日）及び町村会（2月13日）、「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」総会（2月14日）において、各市町長に県民税の見直し状況と国税の概要について説明し、意見等を頂きました。

2 第4回評価委員会の概要

第4回評価委員会における検討結果は、次のとおりとなりました。

- ・ 論点1：平成26年4月に県民税が導入されてから、平成30年度末をもって5年が経過するが、平成31年度以降も制度を継続するのか。
(検討結果) 制度内容を議論しながら引き続き検討する。
- ・ 論点2：「2つの基本方針と5つの対策」について、どう考えるのか。
(検討結果) 「2つの基本方針と5つの対策」については現行どおりとするが、対策1の名称「土砂や流木を出さない森林づくり」については、深層崩壊などが森林の有する機能では対応できない災害であること、海岸の形成には山地からの土砂供給が必要であること等から、「土砂や流木の被害を出さない森林づくり」又は「土砂や流木の被害を抑える森林づくり」に変更する案を基に検討する。

(現行)

基本方針	対策
災害に強い森林づくり	① 土砂や流木を出さない森林づくり ② 暮らしに身近な森林づくり
県民全体で森林を支える社会づくり	③ 森を育む人づくり ④ 木の薫る空間づくり ⑤ 地域の身近な水や緑の環境づくり

- ・ 論点3：事業実施の3原則をどう考えるのか。また、新たな取組を行う必要はないのか。

(検討結果) 事業実施の3原則のうち、

【原則2】「既存事業の財源に巻き替えること無く」の表現については、県民税の基本方針に沿う新たな視点を取り入れることで、既存事業であっても実施することができるよう、「税導入以前から取り組まれている事業の場合は、新たな視点を取り入れた対策とすること」に見直す案を基に検討を進める。

【原則3】「産業振興を目的としたものでないこと」の表現については、木や森林とのふれあいの取組などが産業振興につながるのではないかなどという意見もあることから、「直接的な財産形成を目的とする取組でないこと」に見直す方向で検討を進める。

(現行)

【原則1】「2つの基本方針と5つの対策」に沿った内容であること

【原則2】既存事業の財源に巻き替えること無く、新たな森林対策として実施する新規又はこれに準ずる取組であること

【原則3】産業振興を目的としたものでないこと

また、新たな取組として、みえ森林・林業アカデミーの運営や森林情報の精度向上、獣害対策、大規模集客施設の木質化などに活用することについて引き続き検討する。

- ・論点4：税額・税率、年度ごと及び県と市町の配分、5年間の必要経費についてどう考えるのか。また、国税と県民税との関係をどのように整理するのか。

(検討結果) 国税との関係については、県と市町の役割分担をふまえ、県民税と国税を一体で活用する方針とし、税額・税率、配分と必要経費については、市町の意見をふまえて引き続き検討する。

3 各市町長からの意見

市長会、町村会、「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」総会における、各市町長からの主な意見は、次のとおりでした。

- ・3原則の見直しは、森林を取り巻くさまざまな課題にこれまで以上に対応していくためのものであり、使途拡大にもつながるという点で評価したいと思う。
- ・森林の防災面などの機能を強化するためにも、間伐等の森林整備にもっと県民税を充当してほしい。
- ・森林境界の明確化は、森林整備を進めるうえで不可欠で重要な作業であり、また、獣害対策も喫緊の課題であることから、使途に加えるのは良いと考える。

4 今後の対応

今後は、再度市町からの意見聴取等を行ったうえで、4月に評価委員会を開催し、中間案の検討を行います。その後、評価委員会での議論の結果をふまえて中間案をとりまとめ、パブリックコメントを実施します。

また、平成30年8月の評価委員会において、見直しに関する答申をいただく予定であり、この答申をふまえ、県としての改定案を策定していきたいと考えています。

<今後のスケジュール>

平成30年4月13日	平成30年度第1回評価委員会（中間案の検討）
平成30年4月下旬	市長会、町村会での説明
平成30年4月～5月	パブリックコメントの実施
平成30年5月下旬	県議会常任委員会で中間案の説明
平成30年7月	平成30年度第2回評価委員会（最終案提示）
平成30年8月	平成30年度第3回評価委員会（最終案答申）
平成30年10月	県議会常任委員会で最終案の説明

(4) 伊勢志摩国立公園ステップアッププログラム 2020 の進捗について

1 現状

伊勢志摩国立公園では、環境省が進める「国立公園満喫プロジェクト」の先導的モデルに選定されたことを受け、地域の活動団体や環境省、県、関係市町、観光事業者等で構成する「伊勢志摩国立公園地域協議会」（以下「地域協議会」という。）を設立し、平成 28 年 12 月に「伊勢志摩国立公園ステップアッププログラム 2020」（以下「ステップアッププログラム」という。）を策定しました。

ステップアッププログラムでは、伊勢志摩国立公園を訪れる外国人利用者数を 2020 年までに 10 万人（計画策定時 3.3 万人（H27）の 3 倍）とすることを目標としており、現在、この目標の達成に向けて、地域協議会が中心となって、自然環境の保全や利用、インバウンドをはじめとする誘客に向けた取組を実施しています。

2 平成 29 年度の取組状況

(1) ナショナルパーク化に向けた機運醸成と人材育成

地域の皆さんが伊勢志摩国立公園の自然や文化を再認識し、国立公園に住んでいることに意義と誇りを持っていただけるよう、昨年 8 月に志摩市の横山ビジターセンターにおいて、地元大学生と連携した体験型イベントを開催するとともに、11 月には伊勢市のおかげ横丁において、伊勢志摩国立公園協会等と連携し、地域でエコツーリズムに取り組んでいる方を招いた講演会などを開催しました。

また、「伊勢志摩国立公園地域リーダー育成セミナー」を 10 月からスタートし、地域資源の活用方法等に関する講座を 3 回開催し、人材の育成に努めました。

さらに、先日、3 月 7 日には、日本の国立公園に精通している著名人を講師に招いた講演会と合わせて、地域リーダーと地域住民との交流会を開催しました。

今後も引き続き、機運の醸成とともに、地域資源の保全と活用を担う人材を育成する取組を進めてまいります。

(2) 海外へのプロモーション

伊勢志摩サミットで向上した知名度を生かし、「美しい自然や景観」「悠久の歴史や文化」「豊かな食」など、伊勢志摩の魅力を国内外へ広く発信し、海外誘客の拡大等につなげるため、県観光局等と連携して、海外から観光客を呼び込むためのファミトリップ（海外メディアによる現地視察）やインスタグラムのユーザーが写真を撮影し投稿するイベントであるインスタミートなどを開催しました。ファミトリップでは、「伊勢志摩の人々のおもてなしの心遣いに感激した」などの感想をいただくとともに、国内外のフォロワーから 4 万件を超える「いいね」が集まるなど、高い評価をいただきました。

また、環境省と連携して、昨年 9 月に首都圏で開催された旅行博「ツーリズム EXPO ジャパン」に出展し、伊勢志摩国立公園の自然などの魅力を国内外に PR しました。

今後も引き続き、海外に向けたプロモーションに積極的に取り組んでいくとともに、ガイドの育成などの受入れ体制の強化を進めてまいります。

(3) エコツーリズムの推進

豊かな地域資源を保全・活用しながら観光の振興に活用していくため、地域のエコツーリズムの関係事業者や観光関係団体、地元市町等で構成する準備会を立ち上げ、協議会の体制やコンセプト等の検討を重ね、本年2月に伊勢志摩国立公園全体をフィールドとした「伊勢志摩国立公園エコツーリズム推進協議会」を設立しました。

今後は、協議会が中心となって、エコツーリズム推進法に基づく全体構想を取りまとめるとともに、伊勢志摩国立公園全域を活用した、スケールメリットを生かしたツアー造成等の取組を進めてまいります。

(4) 優れた景観の保全

世界水準のナショナルパークにふさわしい景観の形成に向けて、市町を対象とした景観形成連絡会議などにおいて、ステップアッププログラムの周知や理解の促進を図ってきました。

また、昨年10月には、自然やまちなみ等の景観改善に関する県・市町合同の勉強会を開催し、伊勢志摩地域全域での統一感を持った景観改善の必要性について認識を共有したところです。

なお、太陽光発電施設の設置については、自然公園法の許可権限を持つ環境省や独自の条例を制定している志摩市等と連携を図りながら、平成29年7月に施行した「三重県太陽光発電施設の適正導入に係るガイドライン」に基づき、事業者に対して、地域との関係構築や住民への十分な説明、周辺環境への配慮などについて、きめ細かな指導を行っています。

(5) 快適な利用環境の整備

外国人利用者の利便性を高めるため、21箇所のビューポイントのうち、答志島・神島・菅島（鳥羽市）、大王埼灯台（志摩市）、安乗埼灯台（志摩市）、鶺鴒園地（南伊勢町）において、多言語化案内板の設置やトイレの洋式化、展望テラスの整備等を進めました。

また、上質感のあるくつろぎの空間を提供するため、環境省が平成30年8月のオープンをめざして、横山園地に英虞湾を一望する「天空カフェテラス」の整備を進めています。県と環境省では、この「天空カフェテラス」を伊勢志摩国立公園利用の重要拠点として位置づけており、国立公園の周遊ツアーやインスタミートなどのイベント等に積極的に活用していくこととしています。

3 今後の対応

今後も、ステップアッププログラムに基づき、優れた景観や自然の魅力を確実に保全するとともに、外国人利用者数10万人の目標達成に向け、国内外からの集客・交流の拡大を図り、伊勢志摩国立公園が世界水準のナショナルパークとなるよう、官民が一体となって取り組んでまいります。

(5) 三重県真珠振興計画の策定について

1 経緯

近年、真珠生産の減少など、日本の真珠産業全体が縮小傾向にある中で、真珠業界から振興を図るための法律の制定が要望されてきました。

これを受けて、平成 28 年 6 月 1 日に、わが国の真珠産業及び真珠に係る宝飾文化の振興を図るための措置を講じ、真珠産業の健全な発展と心豊かな国民生活の実現に寄与することを目的に「真珠の振興に関する法律」が制定されました。

同法に基づき、都道府県は、国の定める「真珠産業及び真珠に係る宝飾文化の振興に関する基本方針」（以下「基本方針」）に即して当該都道府県における真珠産業及び真珠に係る宝飾文化の振興に係る計画を策定できるとされており、このたび三重県での計画を策定することとしました。

なお、農林水産大臣と経済産業大臣は、平成 29 年 6 月 1 日に基本方針を定めています。

2 三重県真珠振興計画（案）の概要

本県では、基本方針に即して、真珠産業や真珠に係る宝飾文化の振興及び真珠の需要増進のため、平成 30 年度から 10 年間に実施する施策をまとめて「三重県真珠振興計画」（以下「振興計画」）を策定します。

振興計画に記載する事項は、次の 5 つの事項としています。

第 1 真珠産業及び真珠に係る宝飾文化の振興の意義及び基本的な方向に関する事項

本県における真珠産業及び真珠に係る宝飾文化を巡る状況、課題及び振興の基本的な方向を記します。

第 2 真珠の需要の長期見通しに即した生産目標に関する事項

基本方針で定められている国の生産目標値及び本県の生産動向を勘案し、平成 39 年（2027 年）の真珠養殖業の生産額目標を 37 億円としています。

第 3 真珠産業の振興のための施策に関する事項

生産者の経営の安定、生産性及び品質向上の促進、漁場の維持又は改善、加工及び流通の高度化、輸出の促進、研究開発の推進、人材の育成及び確保等について、事業者、国、他県、研究機関等と相互に連携を図り推進します。

第 4 真珠に係る宝飾文化の振興のための施策に関する事項

真珠に係る宝飾文化の形成や継承に取り組むとともに、真珠の利用促進、真珠の魅力発信等に努めます。

第 5 真珠の需要増進のための施策に関する事項

本県産真珠の需要増進を図るため、真珠の PR 活動やブランド力強化等について、観光業界等の異業種とも連携した取組等を推進します。

3 今後の対応

振興計画について、3月中旬からパブリックコメントを実施します。その後、4月下旬を目途に県として振興計画を策定し、公表していきたいと考えています。

今後は、振興計画に基づく施策を推進することにより、本県の真珠産業の健全な発展及び真珠に係る宝飾文化の振興を図ってまいります。

(6) 平成 28 年度包括外部監査結果に対する対応結果について

1 実施テーマ

公の施設の管理運営及び指定管理者制度の事務の執行について

2 監査結果概要

農林水産部関係は、所管する 2 施設について監査を受け、指摘 6 件、意見 9 件がありました。

3 各施設の監査結果及び対応結果

昨年度報告いたしました対応方針に沿って、対応済み、もしくは改善に着手しています。改善に着手している項目については、今後も改善に向けて進捗管理を行い、継続して取り組みます。

なお、対応結果の詳細は「別添 4」のとおりです。

三重県地方卸売市場（指定管理者：みえ中央市場マネジメント株式会社）

【指摘】

（対応済み：2 件）

- ① 随意契約の採用について … P 1 《1》
- ② 備品管理について … P 3 《6》

【意見】

（対応済み：4 件）

- ① 市場交流人口の増加に対する取組について … P 1 《2》
- ② 利用料金の減免基準について … P 2 《3》
- ③ 調理室改修工事の費用負担に対するその後の利用状況について … P 2 《4》
- ④ 会計処理について … P 3 《5》

三重県農業大学校

【指摘】

（対応済み：4 件）

- ① 劇物の管理について … P 5 《5》
- ② 備品の管理について … P 5 《6》
- ③ 危険物倉庫について … P 6 《8》
- ④ 学生寮修繕について … P 6 《9》

【意見】

（対応済み：4 件）

- ① 自動販売機設置場所の貸付について … P 4 《1》
- ② 在籍者・修了者アンケートの実施について … P 4 《2》
- ③ 生産物売払収入の状況把握及び分析について … P 5 《3》
- ④ 求人状況の把握と開示について … P 5 《4》

（改善に着手：1 件）

- ① 長期修繕計画について … P 6 《7》

(注) 【指摘】 法令や規則等に従い適切に処理されていないもの、又は著しく適切さを欠くと判断されたもの

【意見】 指摘には該当しないが、改善が望ましいものについて意見を述べるもの

(7) 各種審議会等の審議状況の報告について

(平成29年11月22日～平成30年2月18日)
(農林水産部)

1 審議会等の名称	三重県森林審議会
2 開催年月日	平成29年12月18日(月)
3 委員	【会長】三重大学 教授 石川 知明 他11名
4 諮問事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 尾鷲熊野地域森林計画の樹立について ・ 北伊勢地域森林計画の変更について ・ 南伊勢地域森林計画の変更について ・ 伊賀地域森林計画の変更について
5 調査審議結果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 尾鷲熊野地域森林計画(案)についてご審議いただき、適当と認められました。 ・ 北伊勢地域森林計画(案)、南伊勢地域森林計画(案)、伊賀地域森林計画(案)の変更についてご審議いただき、適当と認められました。 ・ 森林保全部会の審議状況について報告し、意見等をいただきました。
6 備考	

1 審議会等の名称	みえ森と緑の県民税評価委員会
2 開催年月日	平成30年1月15日(月)
3 委員	【委員長】三重大学 教授 松村 直人 他8名
4 諮問事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ みえ森と緑の県民税条例に基づく施行状況の検討について
5 調査審議結果	<p>みえ森と緑の県民税条例に基づく概ね5年ごとの見直しについて審議していただき、意見等をいただきました。</p>
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県農村地域資源保全向上委員会
2 開催年月日	平成30年2月5日(月)
3 委員	【委員長】三重大学 教授 大野 研 他3名
4 諮問事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本型直接支払(多面的機能支払事業、中山間地域等直接支払事業、環境保全型農業直接支払事業)について ・ 中山間ふるさと水と土保全対策事業について
5 調査審議結果	多面的機能支払事業、中山間地域等直接支払事業、環境保全型農業直接支払事業、中山間ふるさと水と土保全対策事業の平成29年度の実施状況及び、中山間地域等直接支払事業、環境保全型農業直接支払事業の中間評価について審議していただき、適当と認められました。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県自然環境保全審議会 自然環境部会
2 開催年月日	平成30年2月15日(木)
3 委員	【部会長】中部環境パートナーシップオフィス チーフプロデューサー 新海 洋子 他6名
4 諮問事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 三重県指定希少野生動植物種の解除について ・ 三重県指定希少野生動植物種の指定について ・ 三重県指定希少野生動植物種の保護指針の改正について
5 審議結果	<p>三重県指定希少野生動植物種の解除および指定についてご審議いただき、適当と認められました。</p> <p>三重県指定希少野生動植物種の保護指針の改正についてご審議いただき、適正と認められました。</p>
6 備考	